

# 問題社員対応の基本と実務対応上の留意点

大勢の方が社会人として活躍されていますが、中には会社からの期待に応えられず、さらには会社との雇用契約（約束）を守ることができない社員も存在します。会社と人事労務担当者は、そのような社員との無用なトラブルを避けつつも、期待に応えてもらうため、さらには雇用契約を遵守させて企業秩序を守るために、どのような対応ができるかについて日々、頭を悩まされていることと思います。

そこで、本セミナーでは会社側に立つ人事労務専門の弁護士をお招きし、そもそも「問題社員」にはどのような類型があるか、「問題社員」に対していかなる対応をすべきかを雇用契約の解釈や法令・裁判例を踏まえながら具体的に解説いただき、明日から使える実務対応の方法について分かりやすく説明いただきます。

**【日時】令和8年3月6日（金）13:30～16:30**

**【会場】米子コンベンションセンター 3F 第1会議室**

米子市末広町 294 Tel. 0859-35-8111

**【講師】弁護士 小宮 純季 氏**

**石寄・山中総合法律事務所**

〔略歴〕 2010年	青山学院大学法学部 卒業
2012年	慶應義塾大学法科大学院 修了 司法試験 合格
2013年	司法修習終了（第66期） 弁護士登録（第一東京弁護士会）
2014年	石寄・山中総合法律事務所入所
2022年4月	ヴァイスパートナー就任
2025年1月	パートナー就任

## セミナー内容

- ・総論
- ・雇用契約(労働契約上の義務)とは
- ・問題社員とは(問題社員の主な類型)
- ・問題社員に対して企業が取り得る措置
- ・人事権の行使に対する制約
- ・懲戒権行使の諸原則
- ・能力不足社員への対応
- ・勤務態度不良社員への対応
- ・健康に問題がある社員への対応
- ・企業秩序違反行為を行う社員への対応
- ・現代型問題社員への対応
- ・終わりに

**【定 員】 15名**

**【受 講 料】 役員・幹事会社 7,700円 会員 9,900円 会員外 15,400円（消費税込、1名につき）**

- 【申込方法】**
- 下記の申込書に必要事項をご記入のうえファクシミリ又はホームページにてお申込みください。
  - 受講料は、『受講申込み受付兼請求書』をファクシミリ（ホームページにてお申込みの場合はメール）にてお送りしますので、指定期限までにお振込みをお願いします。振込みの場合、銀行の振込受取書又はご利用明細書をもって領収書とさせていただきます。（恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。）
  - セミナー開催日の3日前以降に受講を取消された場合、受講料をいただきますのであらかじめご了承ください。

**【申込期限】 令和8年2月27日（金）**

**【申込・問合せ先】 一般社団法人 鳥取県経営者協会**

〒680-0031 鳥取市本町3-201 鳥取産業会館・鳥取商工会議所ビル4F

Tel. 0857-22-8424 Fax. 0857-24-4174

URL <http://www.torikeikyo.or.jp>

-----  
(一社) 鳥取県経営者協会 宛 (Fax. 0857-24-4174)

**3/6開催 労働法セミナー受講申込書**

年 月 日

企業・団体名

TEL

〒

所 在 地

FAX

申込担当者(氏名)

(所属部署・役職名)

受 講 者 名		
所属・役職名		

※ご記入いただいた情報は、当協会からの各種連絡・情報提供のために利用することができます。